

公益財団法人横浜市緑の協会

よこはま緑の推進団体育成事業実施要綱

制 定 平成5年1月23日

最近改正 令和2年11月1日

(目的)

第1条 この事業は、地域住民等が力を合わせて身近な緑をつくり育てる「よこはま緑の推進団体（以下「推進団体」という。）」を育成し、自主的な緑化活動を通して、横浜らしい緑の街づくりを進めることを目的とする。

(推進団体の要件)

第2条 推進団体は、次のいずれか一の要件を満たす団体とする。

- (1) 居住地域及び民間の施設を対象に緑化活動を行う団体
- (2) 園芸緑化活動を継続して行う会員をもって組織されている団体
- (3) その他公益財団法人横浜市緑の協会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるもの

(推進団体の登録)

第3条 理事長は、第1条の目的を達成しようとする団体から、よこはま緑の推進団体登録申込書（第1-1号様式）により登録の申込みがあったときは、推進団体として一年間登録するものとする。また、第1-1号様式の申請内容を審査し決定の上、登録の承認（よこはま緑の推進団体登録承認通知書（第1-2号様式））、不承認（よこはま緑の推進団体登録不承認通知書（第1-3号様式））を申請者に通知する。

2 活動を継続し、登録の更新を希望する推進団体は、毎年度末までによこはま緑の推進団体活動状況報告・登録更新申請書（第2号様式）を提出するものとする。

3 活動の継続ができなくなった推進団体は、登録最終年度の活動報告として前項に定める様式（第2号様式）を提出しなければならない。

4 推進団体は登録された内容に変更が生じた場合、速やかによこはま緑の推進団体登録変更届（第3号様式）を提出するものとする。

5 理事長は、第2号様式・第3号様式の提出があったときは、推進団体の登録の更新・変更・削除を行うものとする。

(登録の抹消)

第4条 理事長は、前条により登録した推進団体が2年間連続して前条に定める様式を提出しないときは、推進団体の登録を抹消することができるものとする。

(推進団体への援助)

第5条 理事長は、推進団体に対し予算の範囲内で次の援助を行う。

- (1) 緑化活動に対する助言及び指導
- (2) 緑化用資材の援助
- (3) 緑化用苗木等の配布

- (4) 緑化研修会、講演会、園芸講習会、展示会への案内
- (5) 緑化に関するパンフレット、手引書等の配布
- (6) 協会が発行する緑化広報誌の配布
- (7) その他

(協議会の組織)

第6条 登録された推進団体は、「よこはま緑の推進団体連絡協議会〔平成5年1月23日発足〕(以下「協議会」という。)」に加入するものとする。

(協議会への助成)

第7条 理事長は協議会に対し、活動費の一部を助成する。

2 助成金の交付等については、よこはま緑の街づくり基金業務方法書・助成金交付要綱に基づくものとする。

(経費の分担)

第8条 各推進団体は研修会等の費用の一部を、参加費として協議会に納入する。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は理事長が定める。

附則

この要綱は、平成5年1月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。